

災害時要援護者 支援手引書

地域にお住まいの皆さんが、もしもの災害発生から
要援護者の方々を守るための支援手引書です。

平成 23 年 1 月

泉区役所

— 目 次 —	ページ
～はじめに～	3
災害時要援護者とは	4
災害時要援護者に必要な支援とは	5
地域の支援活動について	7～9
I 支援者へのお願い～災害時の支援は	10～11
・目の不自由な方への支援は	12
・耳の不自由な方への支援は	13
・体の不自由な方への支援は	14～15
・知的障がいのある方への支援は	16
・内部障がいのある方への支援は	17
・精神障がいのある方への支援は	18
・高齢者の方への支援は	19
・認知症の方への支援は	20
・コミュニケーションをとるいろいろな方法	21～22
II 要援護者とその家族のために～日頃の備えは	23
・今できることを考えましょう	23～24
・地震や災害に備えて	25
・災害が発生したら	26
III 要援護者とその家族のために～災害時の行動と準備は	27
・目の不自由な方は	27
・耳の不自由な方は	28
・体の不自由な方は	29
・知的障がいのある方は	30
・難病患者・内部障がいのある方は	31

・精神障がいのある方は	・・・・・・・・	3 2
・高齢者の方は	・・・・・・・・	3 3
・妊産婦の方は	・・・・・・・・	3 4
・乳幼児のいる方は	・・・・・・・・	3 5
IV 避難所での生活について	・・・・・・・・	3 6
・泉区内避難場所一覧	・・・・	3 7～4 0
・避難所で生活していくために	・・・・・・・・	4 1
・り災証明書の発行	・・・・・・・・	4 2
・災害発生時の安否確認	・・・・・・・・	4 3
・家具類の転倒・落下防止チェック	・・・・・・・・	4 4
V 参考		
地域協議会災害時要援護者対策の検討・答申について		

～はじめに～

泉区では、災害時に避難が困難な方（災害時要援護者）に対して地域の支援者（自治会・町内会、民生委員・児童委員等）が、安否確認や避難場所（地域防災拠点）への誘導を行う災害時における支え合いの仕組みづくりを推進しています。

平成21年度泉区地域協議会への災害時要援護者対策（区長諮問事項）の検討に対する答申には、地域の主体的な取り組みに対する行政への支援策として、災害時要援護者及び地域支援者の標準的な登録カードや実施マニュアル（手引書）の作成及び提供などにより、地域では、より一層迅速な作業、普及が可能となるなどのコメントがありました。

そこで、改めて災害時要援護者及び地域支援者の標準的な登録カード（様式）も含めて、災害が発生したときに、地域支援者の要援護者への支援手引書として新たに作成しました。

地震や風水害などの自然災害に対する防災対策は、日頃から、一人暮らしの高齢者などの要援護者の皆さんも含めた地域の総合的な防災訓練などが大変重要となっています。

災害時要援護者とは

災害が発生したとき、自分ひとりの力で避難することが難しく、避難後の生活に何らかの支障が生じやすい方のことです。

基本的には、

- (1) 乳幼児・小学生（2年生以下）
- (2) 65歳以上で一人暮らしの方・認知症の方
- (3) 寝たきりで自力歩行が困難な方
- (4) 心身等に障害のある方などの理由で支援を必要とする方
- (5) ケガをしている方・病弱な方
- (6) その他、不安で援助が必要な方など

です。

要援護者は、被災をうけやすく、避難には手助けを必要としています。災害時要援護者の支援及び被災を最小限とするためには、本人やご家族の方、地域住民の皆さんが、災害に対する知識や心構えを習得しておくことが大切です。

災害時要援護者に必要な支援とは

【地域支援者の活動】

- 災害時の安否確認に関すること
- 災害時に正確な情報を伝えること
- 避難先を知らせること
- 地域防災拠点（避難場所）への誘導に関すること
- 生活・医療情報を伝達すること

地域の支援活動について

大地震などの災害が発生したときは、様々な場所で火災などが発生し、家屋等が倒壊することで道路が寸断され、消防や警察、市役所の救助活動が遅れる場合がありますが、要援護者にとってもっとも頼りになるのが家族であり、地域の支援者です。

大災害が発生した場合、地域の支援者は、自治会・町内会長などが管理している「災害時要援護者名簿」に記載されている方の自宅に急行し、安否確認や避難場所（地域防災拠点）などへの避難誘導などを行いますが、そのためには、日頃から「地域支援者」が「災害時要援護者」に対して、どのような支援が必要なのかなどについて「確認しておくこと（支援に必要な情報）」が大切です。

【要援護者と地域支援者の話し合い(交流)】

～【事前の話し合いや、お互いを確認するための方法】～

- 安否の確認をするための情報（「どこに居住しているのか」「普段はどの部屋にいるのか」など）
- 避難場所（地域防災拠点や一とき避難場所）の確認
- 地域防災拠点訓練時や災害時要援護者と地域支援者などとの交流会などに参画し、お互いの関係を築いておく。

※ 要援護者・地域支援者であること目印【案】バンダナ、腕章、名札の装着など

平常時の活動

【地域支援者の活動】

- 自治会・町内会などが中心となって、災害時要援護者（登録）の担当者となる地域支援者との話し合い（個別支援の対応方法）を進めます。
- 災害時の集合場所（一時避難場所）や情報伝達の方法を決めておきます。
- 地域支援者は日頃から災害時要援護者名簿（登録または申し込まれている方）の自宅などを確認し、自治会・町内会長、民生委員・児童委員などに報告しておきます。

災害発生時の活動 【地域支援者の活動】

- 支援活動は「災害時要援護者支援手引書」に基づいて行動しますが、原則として、区内で震度5弱以上の地震が発生した場合に活動します。
- まず、自分、家族、周囲の安全を確認し、地震の揺れがおさまり、外に出ても安全な状況であれば支援体制を整えて活動を開始します。（ブロック塀・切れた電線・割れたガラスなどには十分注意します。）
- 支援活動は二次災害を防止するため2人1組で行い、名簿をもとに活動します。活動するときは、近隣の方々の協力を得ながらグループで行います。
- 屋外から安否確認の呼びかけに応答が無い場合、家屋の倒壊などの問題がなく、玄関に入ることが可能であれば扉を開けて呼びかけます。
- 救助が必要な場合は、近所の方や近隣の地域防災拠点に応援者の要請や協力を呼びかけます。

また、家屋の倒壊危険がある場合は、無理をせず建物内には入らず、消防や警察、区役所へ連絡します。

電話が繋がらないときは、地域防災拠点に設置しているデジタル移動無線で区役所へ連絡します。

- 安否確認の終了後は、「安否確認済情報」の表示を表札やポストなどに掲示し、確認事項を自治会・町内会長などに報告します。

コラム

【泉区災害時緊急時医療情報キット】

泉区では、災害時要援護者が災害時や緊急時等もしもの時に活用できるように、自分の病気のこと、服用薬やかかりつけ医等の医療情報等を自宅の冷蔵庫に保管できる、泉区災害時緊急時医療情報キット（以下「医療情報キット」という。）の配付を21～22年度に行いました。（23年度以降は、容器を区役所の売店で取扱う予定です）。

要援護者の安否確認の際、玄関ドアの内側や冷蔵庫に医療情報キットのマークがありましたら、必要に応じて冷蔵庫の中の医療情報キットを確認してください。

安否確認の方法

【地域支援者・地域防災拠点(救出・救護班)の活動】

安否の確認は、災害時に要援護者の安否確認ができた場合、最初に確認をした地域支援者が「安否確認(済)の情報」を掲示します。

事前に「安否確認カード」などを作成し、地域支援者に渡しておきます。A・B・Cなどの種別(例)を記入し、災害時要援護者登録者宅の表札やポスト、門扉等の見やすい場所に掲示します。

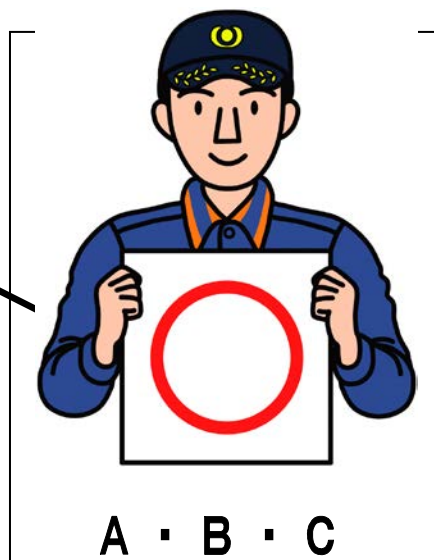
(例) A→登録者が無事で家屋にも被害等はなく自宅にいる場合

B→登録者は無事であるが、家屋の倒壊危険があるため、
地域防災拠点(避難場所)などに避難している場合

C→救助する必要がある・怪我をして避難できない場合

● 安否確認カード (A5サイズ程度の大きさ)

A・B・Cのいずれかにアルファベットを記入！！



支援者へのお願い

I 災害時の支援は（要援護者の特徴）

災害時要援護者は、災害時に適切な行動が取りにくい特徴がありますので、状況を充分、認識する必要があります。

○視覚障がい者	視覚による異変・危険の察知が不可能な場合 又は瞬時に察知することが困難な場合が多く、 単独ですばやい避難行動が取れない。
○聴覚障がい者	音声による避難・誘導の指示が認識できない。 自分の身体状況等を伝える際の音声による会話が困難である。
○肢体不自由者	自力歩行やすばやい避難行動が困難な場合が多い。
○知的障がい者	異変・危険の認識が不十分な場合や災害発生に伴い精神的動揺が大きくなる場合がある。

<p>○内部障がい者 (難病患者)</p>	<p>自力歩行やすばやい避難行動が困難な場合が多い。常時使用する医療機器や薬、ケア用品を携帯する必要がある。</p>
<p>○精神障がい者</p>	<p>災害発生に伴って精神的動揺が大きくなる場合があるが、多くは自分で危険を判断し、行動することができる。常時使用する薬を携帯する必要がある。</p>
<p>○高齢者</p>	<p>体力が衰えて行動機能が低下しているが、個人差が大きいため十分配慮を必要とする。</p>
<p>○認知症高齢者</p>	<p>自分で危険を判断し、行動することが難しい。</p>
<p>○妊産婦</p>	<p>行動機能が低下しているが、自力で判断し行動することはできる。</p>
<p>○乳幼児</p>	<p>危険を判断し、行動する能力はない。</p>

＜目の不自由な方への支援は＞

- 情報は耳からだけです。緊急時には、その情報の受け取りや理解も難しくなります。
- 話しかけるときは、はじめに名乗ってから声を掛けます。
- 現在の状況と、これからの行動について説明します。
- 介助するときは、杖を持った手は持たず、相手より半歩程前に出て、相手の歩くスピードに合わせて歩きます。
- 揺れがおさまったら、ストーブなどの火気を確認し、周囲の状況を伝えます。
- 外出しているときに地震が発生したら、まわりの状況を伝え、安全なところへ誘導します。
- 介助の仕方には、個人差がありますので、本人にどのようにしてほしいのかを確認します。

＜耳の不自由な方への支援は＞

- 聞こえていないという状態は、とても不安なので正確な情報を伝えます。
- 手話ができなくても、様々な工夫で情報を伝えることができます。どのような方法（口話・筆談）でコミュニケーションを取ればよいのか、本人に聞きます。
- 話すときは、軽く肩などに触れ、正面から口を大きく動かし話しますが、口の動きでわかる人もいますので留意します。
- 筆談も有効なので、「文字や絵を使い」ゆっくり説明します。
- 自治会・町内会や避難場所（地域防災拠点）などから、様々な情報が伝えられます。情報を文字に書いて伝えるようにします。
- 手話ができる人がいたら協力を依頼します。

＜体の不自由な方への支援は＞

- コミュニケーションが取れる方と取れない方がいますので、様々な支援が必要です。肢体に障害のある人は、障害の部位や程度によって、行動できる状況によって支援の仕方が異なります。どのようなことをしてほしいのかを確認します。
- 車いすにも手動式と電動式のものがあり、自分で操作できる人と介助者がいなければ動かさない人がいます。また、車いすに乗る時、降りる時は止まって必ずブレーキを掛ける等の操作の仕方も必要です。
- 車いすは通れるのか、通路の安全を確保します。
- 車いすを押すときは、乗っている人は、スピード感を強く感じますので、左右をよく確認し、ゆっくり押します。

ここでワンポイント①

車いすの押し方で大切なこと

- 車いすには安全ベルトがついていますので、体を固定します。安全ベルトがついていない場合は、ひもなどを利用します。
- 「動かしますよ」と必ず言葉を掛けてから、動かします。そのほかにも、動作をするごとに、声を掛けます。当事者を不安にさせないように、本人の目線に立って行います。
- 押している際、車いすの幅から手足がはみ出さないように気をつけます。ずれ落ちたり、手足が車輪にはさまれないようにします。また、段差のあるところや急な坂などは、後ろ向きで（押す人が引く形になります）おろすようにします。
- 停止中は、必ずブレーキをかけます。
- 操作できる人もいますので、障害物の除去など支援します。

＜知的障がいのある方への支援は＞

- 災害を予測することが不得手なため、「大丈夫ですよ」と、優しい言葉と落ち着いた態度で話しかけます。
- ひとりで理解や判断することが困難なため、一度にたくさんのことは伝えずに、ひとつずつ丁寧に伝えます。
- 言葉では理解できないこともありますので、大きな声は恐怖感を与えます。誘導するときなど、体に触れるときは、先に声を掛けます。優しく手を引くなどをすると心の準備ができて安心します。
- 突然の状況変化に適応できなかったり、大勢の知らない人たちと生活を共にすることが難しい場合があります。このようなときは、家族や支援者と早めに相談します。
- パニックを起こしたら、刺激せずに、まわりの危険物を片付け、落ち着くまで静かに待ちます。

＜内部障がいのある方への支援は＞

- 抱えている障害が外見からは分かりにくいこと、専門の医療が必要なこと、特に薬の継続的な服用が必要であることを理解します。
- 災害の状況を知らせ、避難場所（地域防災拠点）への移動に協力します。
- 自分では言い出しにくかったり、忘れてしまうこともあり得ますので、「薬は飲みましたか？」「食事の内容や制限は大丈夫ですか？」と確認します。
- 行政機関や医療機関への連絡を手伝い、内部障害に対応できる施設、病院などの情報を教えます。
- 器具を消毒をしたり、交換できるスペースの確保します。
- 行動される場合には、近くに洗面所があるか配慮します。

＜精神障がいのある方への支援は＞

- 環境の変化が苦手です。緊張したり、些細な言葉で動揺する傾向がありますので、包容力をもって対応します。
- 不安を取り除くように、ゆっくりと、落ち着いた声で話しかけます。
- 内容の正否に関わらず、ゆっくり耳を傾けます。
- 思いがけず、興奮したり、不安感・緊張感が高まったりしますが、時間が経過すれば状況も変わりますので、静かに見守ります。
- 慣れない避難所生活では、身体ばかりでなく、精神の病状も悪化しやすくなります。毎日、服用している薬は必ず忘れずに飲むよう、声掛けをします。
- 災害の影響で情緒が不安定な状態になったら、できるだけ落ち着かせながら、危険のないように避難場所（地域防災拠点）へ向かいます。

＜高齢者の方への支援は＞

- 高齢者世帯は近所付き合いが希薄な方もいますので、情報が伝わらない場合もありますので、正確に伝わっているのか再確認をします。
- 地域防災拠点などの情報を積極的に知らせます。
- コミュニケーションをとるためには、ジェスチャーや紙に大きく字を書くなどの方法も使います。
- 相手と目線をあわせて、短い文章でゆっくり話します。
- 避難場所（地域防災拠点）では、体調を崩しやすいため、保温、寝具、食事に配慮します。
また、排尿の頻度が増えるため、トイレの近いところに避難スペースを設けます。
- 高齢者の方が閉じ込められたり、逃げ遅れたりすることのないよう、声かけなど安否確認をする体制を作ります。

＜認知症の方への支援は＞

- 自尊心を傷つけるような言動には気をつけます。
- 説明は、ハッキリとゆっくり話し、身振り・手振りを交えて、理解してくれるまで話します。
- 相手の話をよく聴き、間違っただけでも否定はしないで、自尊心を尊重しながら、支援者としての意見を伝えます。
- 同じことを何度もたずねられても、丁寧に説明します。
- 突然行動を起こすこともあるので、目を離さないようにします。
- 衣類に住所・氏名・連絡先を記入しておきます。

ここでワンポイント②

コミュニケーションをとるいろいろな方法

障がいのある人のコミュニケーションの方法は千差万別です。言葉がないように見えても、なんらかの方法が見つかります。

手話・筆談・ジェスチャー・身振り・手振り

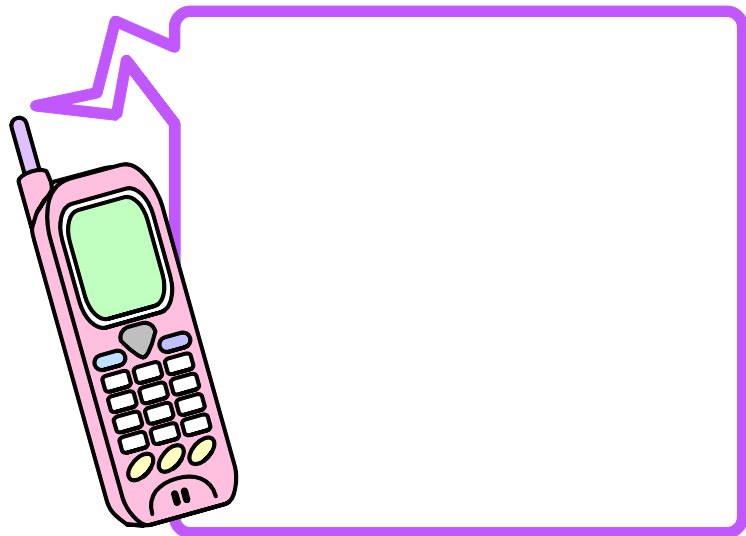
さまざまな道具を使って

*コミュニケーション・ボード（地域防災拠点に備蓄しています。）

自分の意思を指差すだけで伝えることができるボード。

*トーキングエイド

携帯型コミュニケーション機器。音声と画面表示で相手にメッセージを伝える。



情報伝達に関する配慮

○ 視覚障がいのある人のために

- ・ 具体的に判りやすい口調で伝えます。
- ・ 拡声器等で音声情報を複数回繰り返します。
- ・ 点字による情報提供についても配慮します。

○ 聴覚障がいのある人のために

- ・ 文字や絵を組み合わせて確認しながら情報を伝えます。
- ・ 手話通訳、要約筆記のできる人を配置します。
- ・ 掲示板、ファックス、Eメール、文字放送テレビ等も有効に活用し情報を伝えます。

○ 知的障がい、精神障がいのある人や自閉症の人のために

- ・ 具体的に判りやすく情報を伝えます。
- ・ 自閉症の人の場合には、絵、図、文字等その人が理解できる方法で情報を伝えます。

○ 日本語能力が不足している外国人のために

- ・ 絵や絵文字により情報を伝えます。
- ・ 多言語で情報提供できる人を配置します。

要援護者とその家族のために

Ⅱ 日頃の備えは

今できることを考えましょう

● 起きてからでは、間に合わない

災害が発生すると、自分の周りの生活状況が一変します。災害が起きてからでは、間に合いません。日頃から自分自身や家族を守る意識を高め十分な準備が必要です。

● 暮らしの中の備え

室内でケガをしないために、家具類の転倒防止、照明器具の落下防止用の固定金具の取り付けや、足を傷つけないために、あらかじめ靴の用意やガラスの飛散防止のための透明フィルムを張るなど、暮らしの中の備えをしておきます。

● 最低三日分の生活の備えを

救助が整うまでの最低三日間は、自力で生活できるように準備を心がけます。

食料・水の備蓄を用意しておきます。

● 非常持出品の用意

「いざ避難！」というときに備えて、非常持出品を用意し、ひとまとめにして、取り出しやすいところに保管しておきます。

非常持出品の中には、かかりつけ医療機関や主治医の連絡先、日頃服用している薬を明記したメモなどを準備しておきます。

● 身分証の携帯

災害時に身元が判るように、運転免許証、障害者手帳、母子健康手帳などの身分証を携帯します。

● 家族やご近所、身近な方々との話し合い

地域防災拠点防災訓練に積極的に参加して、ご自身のことを知ってもらいましょう。

避難場所となる地域防災拠点までの避難経路や連絡方法等を、日頃から家族と話し合い、家族全員の安否確認の方法や連絡先を決めておきます。

うわさやデマに惑わされず、ラジオからの情報を入手します。

地震や災害に備えて

一般的な防災備蓄品のほか、ご自身の病気に関するものは必ず用意しておきます。

緊急時の医療体制について、病院や主治医と相談しておきます。

◎家族で点検しましょう！

非常持出品点検表

- | | | |
|--|--------------------------------|---------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 印鑑 | <input type="checkbox"/> 現金 | <input type="checkbox"/> 預金通帳 |
| <input type="checkbox"/> 筆談用具 | <input type="checkbox"/> 障害者手帳 | <input type="checkbox"/> 母子健康手帳 |
| <input type="checkbox"/> 薬 | <input type="checkbox"/> 保険証等 | <input type="checkbox"/> 救急セット |
| <input type="checkbox"/> 衣類 | <input type="checkbox"/> 貴重品 | <input type="checkbox"/> 飲料水 |
| <input type="checkbox"/> 懐中電灯 | <input type="checkbox"/> 携帯ラジオ | <input type="checkbox"/> 乾電池 |
| <input type="checkbox"/> 手袋 | <input type="checkbox"/> 毛布 | <input type="checkbox"/> オムツ |
| <input type="checkbox"/> ほ乳びん等 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> 食料（乾パン・缶詰・インスタント食品など） | | |

○持ち出し品の重さ、大きさに注意！ 重すぎて背負えない場合があります

○メガネ、入れ歯を忘れずに！ 壊れてもすぐには作れません

○必ず、靴を履いて外へ出ること！ ガラスの破片など危険です

災害が発生したら

★防災情報をファックスで知らせます。

泉区では、災害情報を区民の皆さんへ伝える手段として「災害情報 FAX」で災害の状況に応じて送信しています。


★広報車で知らせます。

震度 5 弱以上の地震が発生した場合は、区役所、土木事務所、消防署、警察署の車両に設置されたマイク等よりお知らせします。



要援護者とその家族のために

Ⅲ 災害時の行動と準備は



<目の不自由な方は>

- 笛やブザーなど、自分が助けを求めたり安全を確保するために、必要な物を身につけるようにします。
- 白杖や点字用品などは、常に身近に置く習慣をつけましょう。
- 揺れがおさまったら、ストーブなどの火気を家族や近所の人に確認してもらいます。
- 落下物やガラス片でケガをしないよう、まわりの状況を教えてもらいます。
- 停電した場合、暗順応に問題のある人は、一度深呼吸をして、気持ちを落ち着けてから行動します。
- 外出していたら、周囲の人に声をかけ、まわりの状況を教えてもらい、安全な場所へ誘導してもらいます。

＜耳の不自由な方は＞

- 笛やブザーなど、自分が助けを求めたり安全を確保するために、必要な物を身につけるようにします。
- ひとり暮らしの方は、隣近所の人から災害の状況や周囲の様子、避難が必要なことなどを、紙に書いて伝えてもらいます。
- 家具の転倒防止など、災害に備えて室内の安全確保策を考えておきます。
- 外見からは聴覚等に障害があることはわかりにくいので、避難所などでは進んで申し出ます。
- 揺れがおさまったら、家族や近所の人に地震の状況やまわりの様子などを教えてもらいます。
- 外出していたら、周囲の人に筆談などでまわりの状況を教えてもらい、安全な場所へ誘導を依頼します。

＜体の不自由な方は＞

- 笛やブザーなど、自分が助けを求めたり、安全を確保するために必要なものは、身につけるようにします。
- 車いすに乗っている人は、できるだけブレーキをかけるようにします。床面が傾かない限り、地震の揺れで走り出すことはありませんが、ブレーキをかけることで安心感が高まります。
- 車いすの方は、防災訓練に参加し、実際に車いすが通れるのか、トイレは使えるのかを確認します。
- 携帯電話や緊急通報システムを利用した緊急連絡の方法を、話し合っておきます。
- 杖や歩行器などを使用している人は、常に身近なところに置いて、破損しないようにしておきます。

＜知的障がいのある方は＞

- ご家族の方は、日頃から、地震についてわかりやすい言葉で具体的に説明したり、実際、避難する場所へ連れて行って、場所を覚えたり、防災訓練などを利用して、揺れや煙を体験して、慣れておくように心がけます。
- 自分が助けを求めたり、安全を確保するために、必要なものを身につけるようにします。
- 同じ地域に住む障がい者の家族や支援者の方と日頃から交流を持ち、情報交換に努めます。
- 薬を飲んでいる場合は、薬の種類や飲み方を書いたコピーを非常時持ち出し袋に入れておきます。また、独自の飲み方があれば書いておきます。
- ひとりで外出中に災害にあったときは、避難の際に家族や付き添い者と離れてしまったときの待ち合わせ場所や、対処方法を決めておきます。

＜難病患者・内部障がいのある方は＞

- 内部障がいのある方は、外からはわかりにくく、障がい別に必要な物などが違います。地震等、緊急時の対応については、あらかじめ医療機関と相談しておきます。
- 障がいによっては、医療的ケアが必要なものがあります。常時使用するもので保存できるものについては、かかりつけ医と相談のうえで、5～7日分の用意をしておきます。
- 日頃から服薬している薬について理解し、処方箋や予備の薬があれば、財布やバッグ等に入れて持ち歩きます。
- 人工呼吸器、吸引器、人工透析など医療機器を使用している方は、常に器具の点検をしておき、避難場所（地域防災拠点）等では速やかに申し出ます。
- あわてて無理な行動をとることは、心肺への負担が大きく、病状の悪化する恐れがありますので注意します。

＜精神障がいのある方は＞

- 防災のための住民の自主的な活動に参加しましょう。ひとりで行くのが不安な方は、信頼できる仲間や通所先の職員などに相談しておきます。
- 自分の病気のことや服用薬について、普段からかかりつけ医や家族とよく相談しておきます。
- 日頃から服用している薬の処方箋や、薬局の投薬説明書を非常時持ち出し袋に入れておきます。
- 慣れない避難所生活では、身体ばかりでなく、病状も悪化しやすくなりますので、毎日服用している薬は必ず忘れずに飲みます。
- 日頃通っている学校・施設等に災害時の避難場所や緊急連絡方法を伝えておきます。

＜高齢者の方は＞

- 心身の状況によりますが、災害についての話し合いには、なるべく本人が入るようにします。
- 災害に備えて身の回りを整えておきます。
- 高齢者の寝室には、家具はなるべく置かず、大きなものが落ちてこないように工夫します。
- 外出している時に災害にあったら、周囲の人に声を掛け、まわりの状況を教えてもらい、安全な場所へ誘導を頼みます。
- 笛やブザーなど、自分が助けを求めたり、安全を確保するために、必要な物を身につけるようにします。
- かかりつけ医と、避難方法や緊急時の対応について、相談しておきます。
- 避難場所（地域防災拠点）までの経路を確認しておきます。

＜妊産婦の方は＞

- 母子健康手帳、保険証、診察券はいつも持ち歩くとともに、家でもすぐに持ち出せるようにしておきます。
- 家族などに防災訓練に参加してもらい、妊産婦がいる場合の避難方法などを確認してもらいます。
- おなかを守る際に、落下物など、頭部の安全の確保を図ります。
また、力を入れることが難しいので、柱などにつかまります。
- 環境の変化により情緒が不安定になる場合がありますので、すぐに家族や保健師、主治医などに相談します。病気に対する抵抗力が弱いので、多くの人が生息する避難所では衛生面には気をつけ、体を温めたり、風邪やインフルエンザなどにかからないように感染の予防をします。
- 具合が悪い場合は早めに申し出て、協力してもらいます。

＜乳幼児のいる方は＞

【保護者が配意する事項】

- 子どもの成長の状態や予防接種歴、病歴を把握するための母子健康手帳・保険証・乳幼児医療証・診察券は、いつも持ち歩くとともに、家でもすぐに持ち出せるようにしておきます。
- アレルギーや持病を持っている場合、普段からかかりつけ医と薬や食べ物について話し合っておきます。
- 子どもをつれて避難する場合に、非常持出品をどの程度持つことができるかを確認しておきます。

【避難場所（地域防災拠点）を運営する方が配意する事項】

- 避難場所（地域防災拠点）の居住環境は工夫して、授乳やオムツ交換ができる場所を確保しておく。
- 母子の健康チェック、紙おむつ、ほ乳びん、粉ミルク、ミルク用のお湯などを調達できるようにしておく。
- 子どもたちのストレスを和らげるために、おもちゃや遊び場などのスペースを設ける。

IV 避難所での生活について

家屋が倒壊し火災が発生するなど、危険な状態となった場合は、
被災した要援護者は避難所で生活することになります。

○避難場所（地域防災拠点 市立小・中学校）

自宅で生活することが困難な被災者の避難生活の場所となる、
地域防災拠点を開設します。また、避難勧告や避難指示が出
された場合も、避難場所となります。

（学校施設管理者（学校長）とあらかじめ教室等を決めて
要援護者保護スペースを設置しておきます。）

○特別避難場所

地域防災拠点で生活が困難な要援護者に対しては、区役所が
施設の受け入れ体制を確認し、特別避難場所（特別養護老人
ホーム等）開設し移送します。（特別避難場所は、区長と協定
を結び、食料や毛布等を備蓄しています。）

○いっとき避難場所

自治会・町内会が事前に決めている、地震発生に伴い建物が火災や
倒壊した場合に一時的に避難する場所です。

区内避難場所一覧

自宅周辺の避難場所は家族で確認しておきます。

【災害時要援護者のための避難場所】

○ 地域防災拠点、地域医療救護拠点（避難場所）

※ 泉区では中学校が地域医療救護拠点を併設しています。

（岡津中学校は地域医療救護拠点のみ設置）

- ・ 飯田北小学校（上飯田町 3795）
- ・ 上飯田中学校（上飯田町 2254）
- ・ いちよう小学校（上飯田町 3220-4）
- ・ 上飯田小学校（上飯田町 1331）
- ・ いずみ野小学校（和泉町 6211）
- ・ いずみ野中学校（和泉町 6201）
- ・ 和泉小学校（和泉町 4320）
- ・ 中和田中学校（和泉町 4062）
- ・ 中和田小学校（和泉町 3721）
- ・ 伊勢山小学校（和泉町 2868）
- ・ 泉が丘中学校（和泉町 2221）
- ・ 下和泉小学校（和泉町 1436）
- ・ 中和田南小学校（和泉町 987）
- ・ 緑園東小学校（緑園 5-28）
- ・ 緑園西小学校（緑園 3-39）

- ・ 新橋小学校（新橋町 909）
- ・ 岡津小学校（岡津町 2311）
- ・ 西が岡小学校（西が岡 3-12-11）
- ・ 領家中学校（領家 4-3-1）
- ・ 東中田小学校（中田東 4-43-1）
- ・ 中田中学校（中田北 2-20-1）
- ・ 中田小学校（中田南 4-4-1）
- ・ 葛野小学校（中田南 5-15-1）
- ・ 岡津中学校（岡津町 2346）
- ・ 旧日向山小学校（瀬谷区南瀬谷 2-20）

（ひなた山第二自治会、ひなた山第三自治会、ライオンズマンション相鉄
いずみ野自治会、ホーユーパレスひなた山自治会、グリーンハイムひなた
山自治会）

○ 特別避難場所（平成 22 年 10 月末現在）

※ 特別避難場所は、地域防災拠点での避難生活が困難な高齢者や障がい者など、在宅要援護者のための避難場所です。区役所が施設の受入状況を確認したのち、援護の必要性の高い方の受入れを要請します。

- ・ 横浜市上飯田地域ケアプラザ（上飯田町 1338-1）
- ・ 横浜市下和泉地域ケアプラザ（和泉町 1929-6）

- ・横浜市踊場地域ケアプラザ（中田東 1-4-6）
- ・横浜市いずみ中央地域ケアプラザ（和泉町 4732-1）
- ・横浜市新橋地域ケアプラザ（新橋町 33-1）
- ・共働舎（中田西 1-11-2）
- ・ひかりの園（緑園 4-6-1）
- ・よこはまりバーサイド泉（下飯田町 355）
- ・泉地域活動ホームかがやき（中田北 3-6-55）
- ・いずみ会館（和泉町 519-5）
- ・天王森の郷（和泉町 733）
- ・希望苑（池の谷 3901-1）
- ・恒春ノ郷（西が岡 1-30-1）
- ・白寿荘（和泉町 6181-2）
- ・相生荘（新橋町 1805）
- ・グリーンヒル泉・横浜（和泉町 2312）
- ・いずみ芙蓉苑（上飯田町 4631）
- ・泉の郷（上飯田町 2083-1）
- ・めぐみ（中田町 3430-6）
- ・横浜敬寿園（和泉町 5019-1）
- ・横浜市新橋ホーム（新橋町 3）
- ・短期入所生活介護たすけあい泉「にじ」（中田南 4-26-10）
- ・花の生活館（緑園 4-6-1）

- ・ 横浜いずみ介護老人保健施設（上飯田町 3873-1）
- ・ 阿久和鳳荘（新橋町 1783）
- ・ やよい台仁（弥生台 55-55）

○ 広域避難場所

※ 広域避難場所は、地震に伴う大きな火災が発生した場合に、熱や煙から身体を守るために一時的に避難する場所です。

- ・ 戸塚カントリークラブ一帯（戸塚区川上町、名瀬町、旭区大池町）
- ・ 米軍深谷通信隊（和泉町、中田町）
- ・ 市営上飯田団地（上飯田町）
- ・ 県営いちょう団地（上飯田町）
- ・ 和泉町 6 6 0 6 三協木工所周辺（和泉町）
- ・ 中田町 2 9 2 1 番地付近耕地一帯（中田町）

避難場所生活していくため

- 避難場所に着いたら、安否確認や登録のために受付をします。
- 避難場所内の設備や案内図などを確認します。
- 見た目では障がいや状態が判らないこともあるため、どのような支援が必要か、自分から伝える、あるいは自ら伝えられない場合は、障がい者手帳、母子健康手帳等があれば、提示します。
- 避難場所では、地震災害初動要員などの指示に従い、他の避難住民と助け合いながら生活します。
- 避難場所での生活や今後の生活での心配ごとなどについては、避難場所の相談窓口で相談します。
- 精神的な不安感や身体的な変化が生じた場合など、健康管理上の問題がある場合は、医療救護所へ相談します。
- 避難場所では心身面の健康維持と水分補給が何よりも大切です。

忘れないで！

孤立させないこと！

水分を十分取るようにすること！

トイレをがまんしないこと！

体を動かすこと！

り災証明書の発行

被害にあわれたら、り災証明書の申請を！！

発 行 手 続

- (1) 横浜市では、管内の被災台帳（台帳によって確認できないものは、申請者の立証資料又は現地調査）等に基づき、り災者の申請により、り災証明書を発行します。
- (2) 消防署では火災の焼損状況の調査に基づき、火災によるり災証明書を発行します。

証 明 の 範 囲

災害対策基本法第2条第1項に規定する被害の範囲で、次の項について証明します。

- (1) 住家、住家以外の建造物の被害
全壊・流失・半壊・床上浸水・床下浸水
- (2) 人的被害
死亡・行方不明・負傷

※証明手数料は免除

災害発生時の安否確認

災害等の発生時には、電話やインターネット等がつながりにくくなります。メールでのやりとりがつながりやすいといわれています。

日頃から家族等で話し合って、確認方法を決めておきます。

①災害用伝言ダイヤル「171」

(NTT 東日本、音声)

②携帯電話災害用伝言板

(携帯電話各社)

* 詳細は契約会社にお問い合わせください。

③ここでワンポイント

家具類の転倒・落下防止チェックをします。

- 大きな家具は、器具を使って壁や天井に固定していますか。
- 器具を取り付けている壁や天井には、十分な強度がありますか。
- 二段重ねの家具は、上下を連結していますか。
- ガラスにフィルムを貼るなど、飛散防止をしていますか。
- 収納物が飛び出さないように、戸棚等開放防止器具をつけていますか。
- 万一家具が転倒しても、避難路をふさがない置き方をしていますか。
- テレビは壁やテレビ台に固定していますか。

V 災害時要援護者対策の検討について

部会長 黒澤 彦章
副部会長 上原 敏博
小泉 正彦
深山 収
成澤 誠
渡辺 明
谷村 勝彦
和田 久光
石井 清
加藤 勇
滝川 利喜江
馬場 知和

1 地域での現状と課題について

災害発生時の要援護者対策については、かねてからその必要性が指摘されており、地区経営委員会においても、いくつかの地区では主要な課題として取り組むことが確認されているところです。

また、地域での支え合い体制づくりは、「地域福祉保健計画地区別計画」でも取り上げられており、重要なテーマの一つであると認識しております。

しかし、泉区全体としては、災害時の要援護者対策は十分とは言えず、これから本格的かつ早急な取り組みが必要な状況となっております。

このような現状の中、災害時における要援護者対策、地域での支え合い体制づくりを進めるには、各地域における様々な課題があります。

主な課題としては、災害時における初動体制の必要性に関する認識不足、災害時に「援護を必要とする人」の把握方法やプライバシー保護の問題、さらには災害時に「支援する担い手」確保の困難性があります。

また、都市部にありがちな人間関係の希薄さ等から、日頃から近隣住民が顔と顔が見える良い関係づくり、支え合う体制づくりを進めるのが容易ではないなどの指摘もあります。

2 全ての地域で共通の認識に立つべきこと

近年、国内外で大規模な地震が頻繁に発生しており、災害はいつ起こるか予測できないこと、加速度的な地球温暖化の進行の中で、その他の自然災害についても予測困難な事態が発生する可能性が強まっていることなど、災害対策が身近で重要な課題であるという共通認識を、全区民が持つ必要があります。

特に、災害発生直後の自助と共助（身近な人達が互いに助け合うこと）は、最も大切なことであり、地域における大きな力になることと確信しております。

また、支え合いのシステムは、この度のような新型インフルエンザ問題でも、大流行の際に予想される生活行動の停滞・抑制への対応策として機能する可能性があります。

日常的に近隣の支え合いが行われ、誰もが住み慣れた町で安全・安心に生活できる地域社会の構築を大きな目的と捉えることが肝心です。この問題は、一部の地域の問題ではなく、広く区民全体で一斉に取り組むべき重要な課題であると認識する必要があります。

3 地域が主体的に取り組むべきこと

「まず、全地域で、できることから始めます！」

(1) 地域住民に対する取り組みの周知

災害時の要援護者対策、地域の支え合い体制づくりは、災害時だけの取り組みでなく、日頃からの近所づきあいや声かけなどが大切です。

活動内容のお知らせチラシなどを全戸配布や掲示板等で周知し、地域住民の理解度を高めることが、地域全体での取り組みをスムーズに進める上で重要であると考えました。

(2) 「援護を必要とする人」、「支援者（助けてあげる人）」の把握

まず、地域住民が取り組みに対して理解をしたうえで、一つの方法として、災害時に「援護を必要とする人」、「支援者（助けてあげる人）」からの申し出を受けるための登録カードなどを作成します。このほか、各地域での日常生活からの情報や各地域の福祉団体・ボランティア団体が日頃の活動の中で把握している情報を持ち寄って共有することも効率的であると考えています。

さらに、上飯田地区で実施されているような中学生への呼びかけを行い、支援者ボランティアとして地域活動参画の機会を促すことも効果があると考えられます。

情報の把握が最終目的ではなく、災害時に速やかな安否確認などができることが必要であり、取り組み過程でのコミュニケーションを通じて、人的信頼関係を築いていきます。

(3) 「援護を必要とする人」、「支援者（助けてあげる人）」の情報把握及び管理

個人情報の把握は、この取り組みに必要な項目を明確にし、情報の把握段階で得られた個人情報は、プライバシーに密接に関わるため、保管・取扱いには最大限の慎重さが必要です。

相互の信頼関係が無ければ、この取り組みの進展は望めないため、情報の管理には明確なルールを確立します。

4 地域の主体的な取り組みに対する行政の支援

地域と行政が協働して、泉区全体で一斉に取り組むを進めるためには、次の行政側の支援を望みます。

(1) 標準的な実施マニュアルの作成、提供

それぞれの地域実態に沿った地域独自の取り組みが基本ですが、統一的な取り組みが可能な事項に関しては「実施マニュアル」や「標準的な登録カード」などがあれば、この課題に地域が率先して取り組む契機になり、また、迅速な作業に役立つと思われます。

いくつかの選択肢を取り入れた「実施マニュアル」の策定、普及をお願いいたします。

(2) 普及・啓発活動の展開

この取り組みが泉区全体で活発に展開されるように、災害時のビデオ活用や広報等の情報メディアを活用した、積極的な普及・啓発活動をお願いいたします。その際、地域によっては、外国人向けの周知もお願いいたします。

(3) 活動経費の支援

地域活動の基本はボランティア活動ですが、この取り組みを進める上で様々な経費が入用になることが予想されます。取り組みの説明や募集チラシの作成等、消耗品等の経費については行政からの支援を求めます。

(メモ)